



〔 4月のトピックス 〕

- ・確定申告書を提出された方で、振替納税にされている場合は所得税が4月22日(木)、消費税が4月27日(火)に口座引落となります。それまでに必ず引落通帳の残高をご確認ください。
- ・4月1日から諸税法が改正となりました。そのうち資産税では子供や孫のうち一定の要件を満たす方への「住宅取得等資金」の贈与に係る贈与税の非課税限度枠が拡大されました。住宅購入や増改築のための資金援助をご子息等へ検討されている方はぜひご相談ください。

〔 雇用保険料率について 〕



3月号にて雇用保険料率が15/1000(会社9/1000、社員6/1000)に戻るとお伝えしました。

ところが4月1日に厚生労働省より正式に発表された保険料率によると、15.5/1000(会社9.5/1000、社員6/1000)とあり、社員負担分は変更ありませんが、会社負担分が変更となります。労働保険の年度更新(7月10日期限)の計算をされる際にはご注意ください。

変更後と21年度雇用保険料と比較すると、4.5/1000(会社2.5/1000、社員2/1000)の増加となりました。結果として経営者も従業員も、どちらも負担が増えることとなります。

上乘せの背景には、雇用助成金を大盤振る舞いしすぎて保険の収支が赤字になる見込みのために改定されたとのことなので、先日行われた厚生労働省の事業仕分け、4月下旬から行われる第2弾事業仕分けや、今後の政策に期待したいところです。(太田)

竹内総合会計事務所通信

みなさまの経営のお役に立つ情報を発信します!



〔 税金の延滞税と社会保険料の延滞金について 〕



税金を法定期限までに納付されないと延滞税が課されることは、ご存知の方も多いとおもいます。

延滞税は納期限の翌日から2ヶ月を経過する日までは原則として年「7.3%」と「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合を、納期限の翌日から2ヶ月を経過した日以降は年「14.6%」を納付すべき税金に乗じて計算した金額となります。

ところで、社会保険(健康保険、年金保険、雇用保険、労災保険)も延滞金が課されます。「督促状」に記載された納付期限までに納めないと、年「14.6%」の割合で延滞金が徴収されます。

税金の延滞税は支払っても必要経費(損金)に算入できない経費として「租税公課」となる一方で、社会保険の延滞金は必要経費となるのですが、税金と同様に、滞納が続きますと売掛金等財産の差し押えなどの滞納処分もあります。

資金繰りにおいて買掛金の支払いと違って直接督促をしない税金や社会保険料は後回しになりがちですが、実は後々負担になってしまいます。ぜひ納付期限内に納付をしましょう。(斉藤)

欄外コーナー 従業員紹介(斉藤 亮子 編)

好きな本; 大草原の小さな家 誕生日; 6月9日
趣味; 茶道・華道・押花・落語

